

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	健康管理(母子保健)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行橋市は、健康管理(母子保健)に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

行橋市の庁内のネットワーク構成は、インターネットに接続する情報系ネットワークと、福祉業務を取り扱うネットワークを物理的に分離している。よって、インターネットから侵入され情報が漏えいすることがない。また、内部的にも、行橋市個人情報保護条例、行橋市情報セキュリティポリシーを遵守するよう、職員への研修・教育を行っている。今後も、職員への研修、教育を定期的に行い、情報セキュリティに関する意識を高め、情報漏えい事故を起こさないことを確約する。

評価実施機関名

行橋市

公表日

令和7年4月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	健康管理(母子保健)に関する事務			
②事務の概要	母子保健法(昭和40年8月18日法律141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、健康管理に関する事務を実施している。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保健指導、新生児の訪問指導 ②健康診査の実施及び勧奨、妊娠届出の受理及び審査 ③母子手帳の交付及び台帳整備 ④妊婦の訪問指導 ⑤低体重児届出の受理及び審査 ⑥未熟児の訪問指導			
③システムの名称	健康管理システム・団体内総合宛名システム・中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
健康管理(母子保健)システムファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一の49の項 ・番号法別表一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	1 情報提供 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の26、56-2、87の項 ・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第44条 2 情報照会 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の70の項 ・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3、第39条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	福祉部子ども支援課			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				
—				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				

請求先	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市 総務部 総務課 Tel:0930-25-1111(代)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市 福祉部 地域福祉課 及び 子ども支援課 Tel:0930-25-1111(代)	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	

變更箇所

[illegible]